

## 報道資料

【問い合わせ先】

市町村振興課税政係 石原・津田

内線2253 直通0742-27-8420

税務課徴収対策係 辰巳・課税係 箕輪

内線2232 直通0742-27-8365

### 特別徴収の履行徹底を県全体で進めます！

県と県内全39市町村は、平成25年度から従業員の個人住民税を給与から天引きして納める特別徴収の履行を徹底するため、「個人住民税特別徴収制度の履行徹底アクションプラン」を共同で策定しました。このアクションプランに基づき、対象事業者への働きかけを強化します。

県と市町村が協力し、特別徴収制度の普及・啓発活動の実施、特別徴収への切り替え要請文書を対象事業者に送付するなどし、平成25年度から段階的に特別徴収義務者として一斉指定します。

#### アクションプランに盛り込まれた主な取組内容

- お願い型ではなく、要請型の共通チラシの作成による制度の普及・啓発
- 税理士会、経済団体等に対する特別徴収の協力要請
- 県と県内全39市町村が一致団結し、統一的な行動や回答ができるQ&A集の作成、実務上の課題等を共有するための意見交換会等の定期的開催

#### 特別徴収に係る納税者のメリット

- わざわざ税額を計算したり、納税するために市町村役場や金融機関に出向く手間がなくなります。
- 給与から天引きされるため、納め忘れや12ヶ月に分割して納税することができ、1回あたりの負担感が軽減されます。

#### 推進する市町村のメリット

- 普通徴収による徴収率が95.2%に対して、特別徴収による徴収率は99.8%であり(H23実績)、特別徴収を推進することで徴収率の向上が見込まれます。

## 「個人住民税特別徴収制度の履行徹底アクションプラン」の概要

## 1 一斉指定の考え方

納税者の利便性向上及び税への負担感軽減を図りながら、税源移譲に伴う地方税収の確保と新規滞納の抑制を目的とする。

特別徴収制度の仕組み上、ただ一つの市町村の取り組み漏れがあると他市町村の業務の妨げ、事業者とトラブルを引き起こす原因となりかねないため、県内一円の取り組みという認識のもと、県内市町村が足並みをそろえ、特別徴収義務者の一斉指定を実施する。

## 2 実施する年度

奈良県全体として、平成25年度から段階的に一斉指定することを目標年度とする。  
※事業者数が多い都市部等にあつては、従業員規模により段階的に年次指定していくことも選択肢とする。

## 3 対象とする事業主(給与支払者)

常時2人以下の家事使用人のみを雇用している事業主(=源泉徴収義務がない事業主)以外は、すべて特別徴収義務者として指定する。

小規模事業者について一定の配慮をする場合は、従業員規模3人以上の事業者を指定対象として取り扱うことを目指す。

## 4 特別徴収を必要としない者

下記に該当する者は、特別徴収を必要としない。

- ・ 支給期間が1ヶ月を超える期間により定められている給与の支払いを受けている者
- ・ 給与の支払いが不定期である者
- ・ 退職者又は退職予定者
- ・ 毎月の給与支払額から住民税額を引ききれない者
- ・ 他の事業者が支給する給与から住民税が天引き(特別徴収)されている者

## 個人住民税特別徴収制度の履行徹底開始年次

